ＷＥＢ口座ファイン特約

１．（特約の適用範囲）

ＷＥＢ口座ファインは、個人のお客さま専用の通帳を発行しない普通預金口座または総合口座をいい（以下「ファイン口座」といいます。）、この特約は、ファイン口座を利用するにあたり適用される事項を定めます。この特約は、「普通預金（決済用普通預金規程含む）規程」「とくぎん総合口座規程」の一部を構成するとともに、同規程とあわせて取り扱われるものとし、他の規程に優先して適用されます。

２．（利用条件）

（１）ファイン口座の利用にあたり、キャッシュカードの発行のほか、とくぎんアプリもしくはかんたん通帳アプリの登録、または個人向けインターネットバンキング　れいんぼ～Ｎｅｔ（以下、れいんぼ～Ｎｅｔといいます。）の利用口座への登録を必須とします。

（２）ファイン口座開設のお申込み時、未成年のお客さまは、れいんぼ～Ｎｅｔで１日あたりに送金できる上限金額は５０万円とします。成人後に、当行所定の手続きにより当行所定の上限金額に変更することができます。

３．（取引履歴の照会）

ファイン口座の取引履歴は、とくぎんアプリ、かんたん通帳アプリまたはれいんぼ～Ｎｅｔにてお客さま自身が照会することとし、定期的なお取引明細は発行いたしません。お客さまが取引明細書の発行を希望される場合は、別途当行所定の手数料をいただきます。

４．（普通預金口座開設時のファイン口座の開設）

普通預金口座の開設にあたっては、当行所定の手続きにより、有通帳口座のほか、ファイン口座を選択できるものとします。

５．（有通帳口座からファイン口座への切替）

（１）窓口にて有通帳口座をファイン口座に切り替える場合、当行所定の申込書に記名、届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。切替手続き完了後は当該口座の通帳はご利用できません。

（２）とくぎんアプリまたはかんたん通帳アプリにて有通帳口座をファイン口座に切替える場合、切替時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、切替後に記帳することはできません。とくぎんアプリやかんたん通帳アプリ、れいんぼ～Ｎｅｔでもご契約状況により確認できないことがあります。とくぎんアプリ等で確認できない入出金明細は、窓口における当行所定の手続きにより確認することができます。この場合は、当行所定の手数料をいただきます。

（３）前２項にかかわらず、次の場合は、ファイン口座への切替はできません。

① 切替希望口座の通帳、キャッシュカード、印章のいずれかについて喪失の届出がある場合

② 切替希望口座に対し、家庭裁判所の審判により補助・保佐･後見が開始された旨の届出がされている場合

③ マル優限度額設定口座等、特殊口座の場合

④ その他当行がファイン口座の利用を不適当と認める場合

６．（ファイン口座から有通帳口座への切替）

ファイン口座を有通帳口座へ切り替える場合は、当行所定の申込書に記名、届出の印章を押印してキャッシュカードおよびご本人を確認できる当行所定の書類とともに提出してください。

なお、有通帳口座への切替にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。

７．（預金の預入れ、払戻し、解約等）

（１）預金の預入れを当行本支店の窓口で行うときは、当行所定の書類に記入して、この預金口座のキャッシュカードとともに提出してください。キャッシュカードの提出がない場合、当行がやむを得ない事情があると判断した場合を除き、当行所定の振込手数料をいただきます。なお、預入れにあたって、受取書･領収書等は発行しません。

（２）預金の払戻しを当行本支店の窓口で行うときは、当行所定の払戻請求書に記名、届出の印章を押印してこの預金口座

のキャッシュカードおよびご本人を確認できる当行所定の書類とともに提出してください。この場合、当行がやむを得ない事情があると判断した場合を除き、ご本人であると確認ができるまでは払戻しを行いません。

（３）ファイン口座の解約は当行本支店の窓口で受け付けます。この場合、当行所定の解約請求書に記名および届出の印章を押印して、この預金口座のキャッシュカードおよびご本人を確認できる当行所定の書類とともに提出してください。この場合、当行がやむを得ない事情があると判断した場合を除き、ご本人であると確認ができるまでは解約は行いません。

８．（特約等の変更）

（１）この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

９．（規程の準用）

本特約に定めがない場合は、関係する預金規程、ローンカード規程、振込規程、キャッシュカード規程、とくぎん「れいんぼ～Ｎｅｔ」ご利用規程、その他関連規程により取り扱います。

以　上